

令和2年5月15日

三重県医療保健部 長寿介護課
課長 野村 正宏様

一般社団法人
三重県介護支援専門員協会
会長 奥田隆利

介護保険サービスの利用者家族に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の利用者の受け入れ施設の確保について（要望）

平素より、当協会の運営に対してご支援・ご指導をいただきありがとうございます。

さて、三重県内でも新型コロナウイルスの感染が広がりつつあり、介護支援専門員としても日々不安の中で利用者と向き合って活動を行っていますが、現在、危惧していることがあります。

それは、すでに現時点で、介護保険サービスの縮小（デイサービス等）や、新規受け入れを行わない事業所が出てきていることです。

もし、介護者の家族が新型コロナウイルスに感染した場合、感染した家族は病院やその他施設に隔離されます。同居するサービス利用者がPCR検査で陰性となった場合、自宅での生活を余儀なくされますが、濃厚接触者として、今まで通りのサービスを一定期間利用することができなくなる事態が発生します。また、新しくショートステイを使うことなども困難になることが予想されます。

ご自分で生活が続けられる利用者、他の家族の支援を受けられる利用者は自宅での生活を継続することができますが、24時間見守りが必要な認知症の利用者、医療的ケアの頻度が高い利用者や介護が頻回に必要な利用者など、介護者の入院によりすぐにでも自宅での生活を継続していくことが困難な利用者が出てくることが予想されます。

こうした場合、介護支援専門員による日々のケアマネジメントでは提供できるサービスもなく、支援が困難となります。

つきましては、このような事例が発生した場合におけるサービス利用者等を一時的に受け入れることが可能な施設を確保していただく等の施策を含めた感染症対策をお願い致します。

以 上